

利府町人事行政の運営等の状況（令和元年度分）について

利府町における令和元年度分の人事行政の運営等について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2第3項及び利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年利府町条例第1号）第4条の規定により、次のとおり公表します。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の休業に関する状況
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 7 職員のサービスの状況
- 8 職員の退職管理の状況
- 9 職員の研修の状況
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 11 公平委員会の業務の状況

利府町人事行政の運営等の状況（令和元年度分）について

1 職員の任免及び職員数

(1) 職員の任免に関する状況

① 採用者（令和元年度）

職種	採用者				
	上級	中級	初級	任期付職員	計
一般行政職	4人	0人	3人	3人	10人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	0人
計	4人	0人	3人	3人	10人

(注) 「任期付職員」とは、専門的な知識経験が必要とされる業務や、一定の期間内で終了することが見込まれる業務等に従事させる場合に、任期を定めて採用する職員です。

「一般行政職」とは、行政職給料表適用者をいう。

「技能労務職」とは、技能職等給料表適用者をいう。

② 退職者（令和元年度）

職種	退職者							計
	定年	勸奨	普通	任期満了	死亡	懲戒免職	その他	
一般行政職	8人	1人	6人	1人	0人	0人	0人	16人
技能労務職	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
計	9人	1人	6人	1人	0人	0人	0人	18人

③ 再任用職員（令和元年度）

常時勤務職員	短時間勤務職員	計
0人	7人	7人

(注) 再任用制度は、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき、高齢職員の知識、経験等を活用することなどを目的とし、再任用を希望する退職職員を選考による能力実証を経て任用するものです。

(2) 職員数に関する状況（平成31年4月1日現在）

区分	職員数	条例定数
町長事務部局の職員	182人	185人
議会事務局の職員	5人	5人
選挙管理委員会事務局の職員	1人	1人
監査委員事務局の職員	2人	2人
教育委員会事務局の職員	12人	18人
教育委員会所管の学校等教育機関の職員	34人	47人
農業委員会の職員	1人	2人
水道事業の企業職員	11人	15人
合計	248人	275人

(3) 採用試験に関する状況（令和元年度）

区分	申込者数	1次試験受験者数	1次試験合格者数	2次試験受験者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職 (上級・保健師)	5人	4人	4人	2人	1人	4.0倍
一般行政職 (中級・保育士)	12人	12人	5人	5人	1人	12.0倍
一般行政職 (初級・行政)	31人	30人	14人	14人	4人	7.5倍

一般行政職 (初級・社会人)	6人	5人	3人	3人	1人	5.0倍
一般行政職 (初級・土木)	6人	6人	5人	5人	3人	2.0倍
一般行政職 (上級・行政) [1月実施]	25人	18人	6人	5人	2人	9.0倍
一般行政職 (中級・保育士) [1月実施]	3人	3人	1人	1人	1人	3.0倍

(注) 令和2年度新規採用者を決定するために実施した令和元年度採用試験の状況です。

2 職員の人事評価

令和元年度は、能力評価と業績評価で構成された人事評価を行っております。

職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握し評価することで、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

3 職員の給与

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和元年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度 の人件費率
元年度	人 35,980	千円 15,034,025	千円 563,296	千円 1,830,050	% 12.2	% 13.0

(注) 1 普通会計とは、本町の場合、一般会計をいいます。

(注) 2 人件費は、町長、議員などの特別職に支給される給料、報酬などを含んでいます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
元年度	人 222	千円 763,049	千円 158,507	千円 318,502	千円 1,240,058	千円 5,586

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

(注) 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員を対象としています。

(3) ラスパイレス指数の状況(平成31年4月1日現在)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般行政	93.3	94.4	94.6	93.5	94.7

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
利府町	40.3歳	293,183円	350,004円
類似団体	41.3歳	305,414円	376,330円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
利府町	52.1歳	282,229円	308,623円
類似団体	50.9歳	296,059円	329,225円

(注) 1 類似団体とは、人口規模と産業構造が類似している団体です。

2 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を含めたもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

4 上記①、②の職種の区分については、地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		利府町	国
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	148,600円
技能労務職	高校卒	146,000円	—
	中学卒	128,900円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	252,133円	341,629円	※
	高校卒	214,800円	303,982円	384,925円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	291,045円

※対象となる職員が3人未満の場合は、個人情報の観点から「※」で示しています。

(7) 職員の手当

① 期末手当・勤勉手当

利府町		国	
1人当たり平均支給年額（令和元年度） 1,472千円		—	
期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職加算 10%~25%	

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和元年度）

利府町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	12,564千円		1人当たり平均支給額	—	
その他の措置	早期退職特例 2%~20%加算		その他の措置	早期退職特例 2%~20%加算	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 本町職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給されています。

③ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		27,907千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		109,440円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
仙台市	6%	2人	6%
利府町	3%	246人	3%

④ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	0円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	0円

職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	0%
特殊勤務手当の種類（手当数）	3種類
手当の名称	主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫業務に従事した職員 日額 290 円
行旅死病人取扱手当	行旅死亡人の収容及び護送等の業務に従事した職員 1 回 1,300 円
	行旅病人の収容及び護送等の業務に従事した職員 1 回 800 円

④ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	71,196 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	361 千円
支給実績（平成 30 年度決算）	47,385 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）	241 千円

⑤ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	1 配偶者 6,500 円 2 子 10,000 円 3 父母等 扶養者につき 6,500 円 ※ 扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がある場合は、1 人につき 5,000 円加算	同じ	—	22,260 千円	227,138 円
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ① 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 16,000 円 ② 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 11,000 円 + (家賃 - 27,000 円) / 2 ※ 限度額 28,000 円	同じ	—	11,457 千円	293,769 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 6 ヶ月に要する運賃等相当額（6 ヶ月定期の額）を 6 月毎に支給 ※ 限度額 1 月あたり 55,000 円 2 交通用具使用者 使用距離により 1 月あたり 2,000 円～24,500 円 3 交通機関と交通用具の併用者 上記 1+2 の額 ※ 限度額 1 月あたり 55,000 円	同じ	—	10,490 千円	47,467 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し、次の額を支給 ①課長、室長、局長 41,500 円 ②理事、班長 33,200 円 ③参事 26,500 円 ④出先機関の長等 27,800 円 (6・5 級) 18,500 円 (4 級)	—	—	24,764 千円	419,725 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に正規の勤務を命ぜられ勤務した場合に、次のとおり支給 1 時間当たりの給与額×135/100×時間数	同じ	—	1,040 千円	17,633 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により平日深夜（午前 0 時から午前 5 時までの間）又は週休日、休日等に勤務した場合に、次のとおり支給 勤務 1 回につき次の額を支給 (勤務時間が 6 時間を超えた場合は、次の額に 150/100 を乗じて得た額を支給) ①課長等 6,000 円 ②班長等 5,000 円 ③出先機関の長等 4,000 円	—	—	814 千円	14,272 円

(8) 特別職等の報酬等の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)※

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	811,300 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	617,300 円	920,000 円	592,000 円
	教 育 長	548,400 円	760,000 円	532,000 円
報酬	議 長	331,000 円	705,000 円	481,000 円
	副 議 長	274,000 円	499,000 円	252,000 円
	議 員	250,000 円	430,000 円	202,000 円
期末手当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和元年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和元年度支給割合) 3.40 月分		
退職手当		(算定方式)		(支給時期)
	町 長	給料月額 811,300 円×在職月数×0.44		任期毎
	副 町 長	給料月額 617,300 円×在職月数×0.26		任期毎
	教 育 長	給料月額 548,400 円×在職月数×0.21		任期毎

(注) 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体です。

※ 議会議員は改選期の令和元年 9 月 11 日より適用

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (令和元年度)

1 日の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 年次有給休暇(平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日)

対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数	平均取得率
235 人	9,051 日	2,115 日	9.00 日	22.44%

(注) 対象職員数は、一般職の全職員から派遣職員、中途退職者、上記期間中に育児休業を取得した職員を除いています。

(3) 病気休暇

内容	期間
公務上の負傷、疾病又は通勤による負傷、疾病により療養を要する場合	必要と認められる期間
結核性疾患により療養を要する場合	1 年以内で必要と認められる期間
上記以外の負傷、疾病により療養を要する場合	90 日以内で必要と認められる期間 ※疾病の種類により 90 日以内で延長可

(注) 病気休暇については、診断書等により負傷、疾病の事実を確認しています。

(4) 特別休暇

内容	期間
選挙権その他の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員、証人、参考人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄液の提供をする場合	必要と認められる期間
災害等の被災地におけるボランティア活動をする場合	1 年につき 5 日以内
結婚する場合	連続する 7 日以内
妊娠に起因する傷害（つわり）により勤務困難な場合	10 日以内
妊娠中で交通機関の混雑の程度が母体、胎児の健康保持に影響のある場合	1 日 1 時間又は 1 日 2 回各 30 分
母子健康法による保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
妊娠中で業務が母体及び胎児の健康保持に影響がある場合	必要と認められる期間
妊娠 12 週未満で流産した場合	10 日以内
6 週間以内に出産を予定している場合	出産の日までに申し出た期間
出産した場合	出産の翌日から 8 週間
生後 1 歳に満たない子を育てる場合	1 日 1 時間又は 1 日 2 回各 30 分
生理日において勤務困難な場合	2 日以内
妻の出産の場合	2 日以内
男性職員の育児参加	妻の産前産後期間内で 5 日以内で必要と認められる期間
保護する乳幼児が法定検診又は予防接種を受ける場合	必要と認められる期間
小学校就学前の子の看護	5 日以内（小学校就学前の子が 2 人以上の場合は 10 日以内）
要介護者の介護	5 日以内（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日以内）
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ 1～7 日
配偶者、父母又は子の追悼行事を行う場合	1 日以内
夏季における心身健康維持増進	7～9 月までの間で 4 日間
自然災害、法令の規定等による交通遮断、危険回避等の場合	必要と認められる期間
結核性疾患により勤務時間軽減の必要がある場合	必要と認められる期間
通信制学校の面接授業に出席する場合	必要と認められる期間
国、県、その他公共団体の実施する職務に必要な試験を受ける場合	必要と認められる期間

国、県、その他公共団体から表彰を受ける場合	必要と認められる期間
公共団体等主催の運動競技に選手、役員として参加する場合	必要と認められる期間
職務に関連がある海外視察等に参加する場合	必要と認められる期間
任命権者が特に必要と認めた場合	必要と認められる期間

(5) 介護休暇(令和元年度)

区分	男性	女性	計
介護休暇取得者	0人	0人	0人

(6) 時間外勤務及び休日勤務(令和元年度)

時間外勤務時間数	休日勤務時間数
30,418 時間	415 時間

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業(令和元年度)

区分		男性	女性	計
令和元年度の新規取得者	育児休業	0人	3人	3人
	部分休業	0人	3人	3人
平成30年度からの継続取得者	育児休業	0人	5人	5人
	部分休業	0人	1人	1人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(令和元年度)

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
条例定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分(令和元年度)

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人

(注) 本人行為によるもの(本人処分)のみを記載しています。

7 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要

地方公務員法では、サービスの根本基準として「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」(第30条)とされています。

サービスの具体的内容	地方公務員法の規定
サービスの宣誓	第 31 条
法令及び上司の命令に従う義務	第 32 条
信用失墜行為の禁止	第 33 条
秘密を守る義務	第 34 条
職務に専念する義務	第 35 条
政治的行為の制限	第 36 条
争議行為等の禁止	第 37 条
営利企業等の従事制限	第 38 条

(2) 職務専念義務免除

職務に専念する義務を免除される内容	令和元年度の件数
研修を受ける場合	23 件
更生に関する計画の実施に参加する場合	241 件
町の特別職又は他の公共団体の公務員の職を兼ね、その職の事務をする場合	0 件
町行政の運営上、その役職を兼ねることが必要である団体の役職を兼ねその事務をする場合	0 件
勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立てをし、審査に当事者として出頭を求められた場合	0 件
公務災害に関する審査、再審査請求をし、審査に当事者として出頭を求められた場合	0 件
12 月 28 日及び 1 月 4 日において任命権者が必要と認める場合	0 件
町長が認める場合	0 件

(3) 営利企業等従事許可

区分	令和元年度の件数
営利を目的とする会社、その他の団体の役員、顧問等の地位を兼ねる場合	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（大規模な農業を含む）	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0 件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 4 月 1 日）により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、本町においても、現職員への働きかけ規制等を定めた利府町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取組みを行っています。

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況(令和元年度)

① 内部研修 受講延べ人数 242 人

ア 事務取扱研修

総合情報システム（内部系）更新に伴い、各担当課において研修を実施した。

イ 人事評価研修 219 人

(ア) 人事評価制度に伴う評価者研修（管理職） 49 人

(イ) 人事評価制度に伴う被評価者研修（管理職以外） 170 人

ウ 新規採用職員研修 23 人

(ア) 2019 みやぎふるさと C M 大賞応募作品制作（新規採用職員） 7 人

(イ) 新規採用職員職場内研修（O J T）（新規採用職員） 7 人

(ウ) 職場内定者組織内研修（R2 年度新規採用内定者） 9 人

② 外部研修 受講延べ人数 99 人

ア 宮城県町村会新規採用職員研修 7 人

イ 市町村職員研修所 85 人

(ア) 階層別研修 53 人

(イ) ステップアップ研修 9 人

- (ウ) 法務・政策研修 4人
- (エ) O A研修 (Word、Excel 等) 19人
- ウ 市町村職員中央研修所 1人
住民税課税事務
- エ 日本経営協会研修 3人
 - (ア) 出納事務の合理的運用と予算・決算
 - (イ) 地方自治体における問題ある職員への法的対応策と分限処分・懲戒処分のポイント
 - (ウ) 新任担当者のための地方公営企業会計入門講座
- オ 職員派遣研修 3人
 - (ア) 宮城県総務部市町村課
 - (イ) 宮城県震災復興企画部オリンピック・パラリンピック推進課
 - (ウ) 宮城県市町村自治振興センター

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員健康診断の状況(令和元年度)

区分	対象者	受診者	受診率
人間ドック	182人	170人	93.4%
職場検診	82人	79人	96.3%
脳検診	161人	79人	49.1%

(2) 職員親睦会が実施する福利厚生事業に対する補助金額の状況(令和元年度) 0円(1人当たり 一円)

(3) 公務災害等の状況(令和元年度)

区分	発生件数	認定件数	備考
公務災害	1件	1件	
通勤災害	0件	0件	

11 公平委員会の業務の状況

地方公務員法第58条の2第2項に基づく宮城県人事委員会からの報告の概要(利府町分)については、次のとおりです。

- (1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置 0件
- (2) 職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決、決定等 0件
- (3) 職員の苦情処理(苦情相談件数) 0件
- (4) 管理職員等の範囲の指定
 - ① 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無 有
 - ② 管理職員等の範囲の変更等件数 0件
- (5) 職員団体の登録状況 0団体
- (6) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る審査請求 0件
- (7) 再就職者から依頼等を受けた職員による届出 0件